参考資料２

平成28年度ふじのくにＮＰＯ活動センター見直しの概要

１　見直し実施の理由

多様化・複雑化する地域の社会的課題に対応するため、平成 27 年度に「ふじのくに協働の推進に向けた基本指針」を策定し、これまでの「ＮＰＯ活動の推進」を更に発展させる形で、ＮＰＯや企業、自治会、行政など「多様な主体による協働の推進」に施策の方向性を見直した。また、近年、市町の市民活動センターの増加に伴い、県の「ＮＰＯ活動センター（ＦＮＣ）」との間で業務の一部に重複が発生していること踏まえ、県全体として行政による望ましいＮＰＯ支援のあり方を再検討する必要が生じていた。こうしたことから、28 年度に、市町市民活動センターとの役割分担を含め、新たな施策の方向性に沿った形でＦＮＣの役割や機能、運営体制等を見直すこととした。

２　見直しの経緯

ＦＮＣの見直しに際しては、市町やＮＰＯ支援組織を対象としたアンケート調査や意見交換会、ホームページでの一般県民の方からの意見募集を行ったほか、有識者で構成する検討委員会を公開で開催するなど、オープンな議論を行った上で見直し案を取りまとめた。

３　見直しの内容

- 主な支援の対象を個々のＮＰＯから市町の市民活動センター等に変更し、市町センターのスタッフを対象とした研修の実施などにより、それぞれの地域で協働の推進を担う人材の育成を図っていくこととした。
- モデルとなる協働の事例や全国の先駆的な取組を紹介するなど、情報の発信を積極的に行っていくこととした。
- ＦＮＣの運営体制については、従来の３センター一律の業務内容を見直し、情報センター機能や人材育成のうち集合研修の実施などスケールメリットが活きる業務については静岡市の総合拠点に集約化を図ることとした。
  ※東部拠点は市町センターの設置が進んでいない伊豆地域の支援に特化し、西部拠点は、29 年度１年間の限定設置として西部地域の市町センターの人材育成等を行い、30 年度当初から円滑に総合拠点に統合できるよう、関係者等との準備・調整を進めることとした。
- 相談窓口の利用実績から、利用の少ない土曜日、祝日を休館日とするとともに、夜間についても閉館時間を早めるなど、費用対効果を踏まえた運営となるよう開館日・開館時間を見直した。

■見直し内容

	見直し前（H25～28）	見直し後（H29～）
設置目的	ＮＰＯの活動の支援、県民のＮＰＯ活動への理解と参加の促進	ＮＰＯを中心とした多様な主体による協働の促進
役割・機能	①個別ＮＰＯの相談対応、活動支援 ②ＮＰＯ活動の普及・啓発	①協働、ＮＰＯ活動に関する情報センター機能 ②協働の促進を担う中間支援人材の育成機能 ③市町の補完機能
主な業務内容	・ＮＰＯ法人設立支援、ＮＰＯ個別相談・コンサルティング ・ＮＰＯ向け各種講座の開催	・先進的な協働、ＮＰＯ活動の事例調査・発信 ・協働、ＮＰＯ活動に関する専門講座の開催 ・中間支援スタッフ向け研修の実施（集合・ＯＪＴ） ・市町センター未設置地域での個別ＮＰＯの支援（出張相談会等）
業務実施拠点	同じ役割・機能の実施拠点を県内３ヶ所に設置 中部ＦＮＣ（静岡市） 東部ＦＮＣ（沼津市） 西部ＦＮＣ（浜松市）	・新たな役割・機能に応じた効率的・効果的な実施体制を再構築 中部ＦＮＣ→全県的な情報発信や中間支援人材の育成の総合拠点として業務を集約化 東部ＦＮＣ→市町のセンターの設置が進んでいない伊豆地域のＮＰＯ支援のため当面の間設置（継続的に見直し） 西部ＦＮＣ→経過措置として29年度１年間の時限で設置

■見直し実施スケジュール

28年度	29年度	30～32年度
・見直しの検討	・見直し後の内容で運用開始 ・経過措置として１年間の時限で西部拠点（浜松市）を維持	・事業成果の検証、業務実施体制等の継続的な見直し

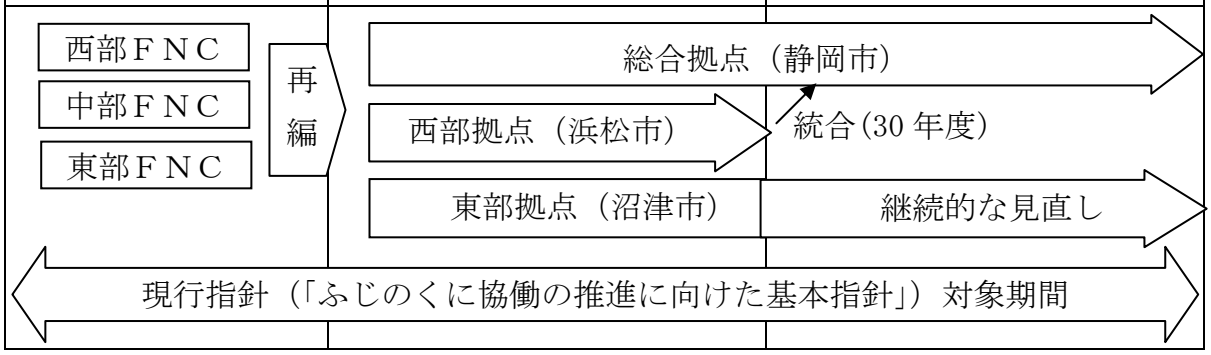

■事業イメージ

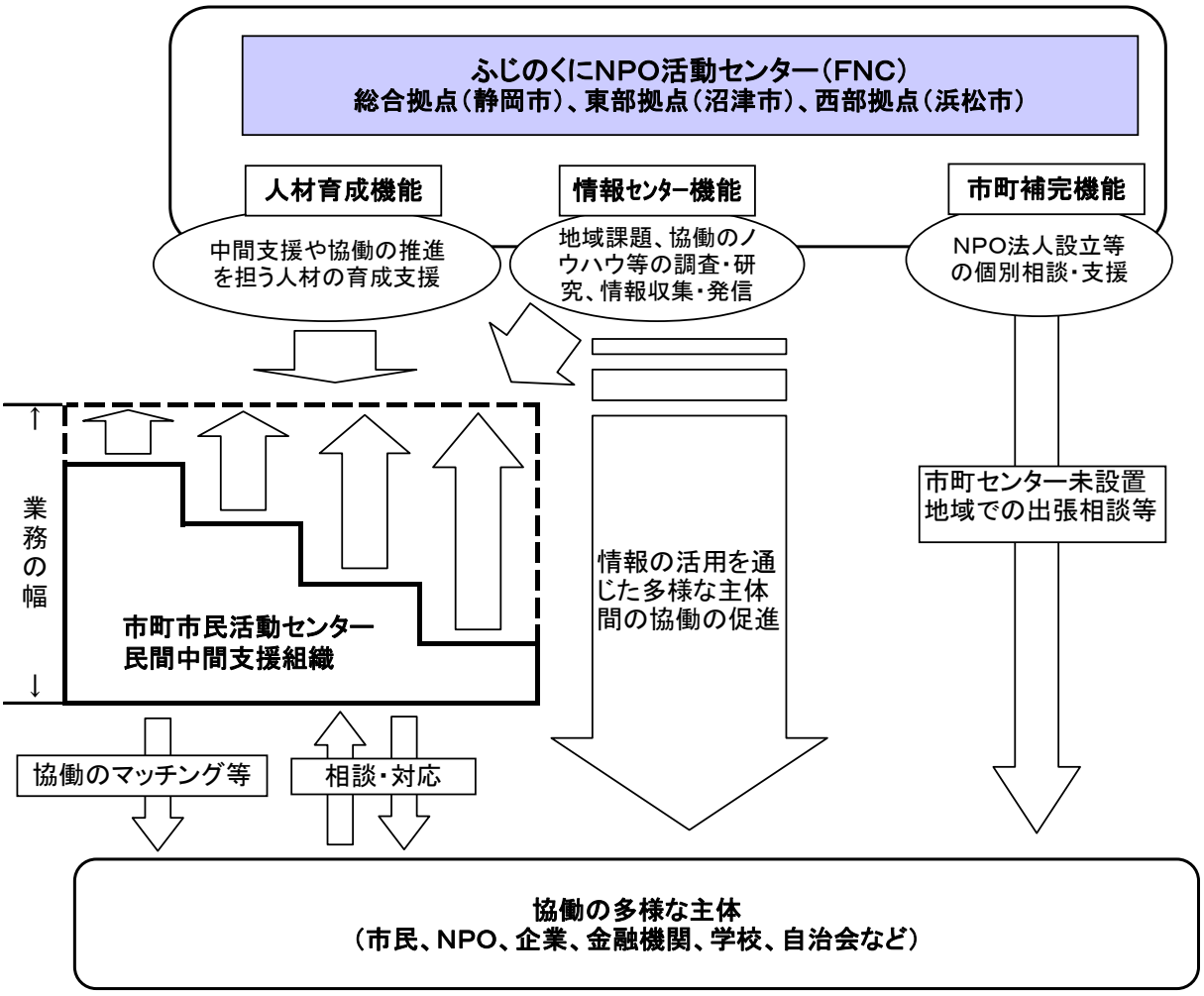
ふじのくにNPO活動センター（FNC）
総合拠点（静岡市）、東部拠点（沼津市）、西部拠点（浜松市）
人材育成機能
中間支援や協働の推進を担う人材の育成支援
情報センター機能
地域課題、協働のノウハウ等の調査・研究、情報収集・発信
市町補完機能
NPO法人設立等の個別相談・支援
業務の幅
市町市民活動センター
民間中間支援組織
情報の活用を通じた多様な主体間の協働の促進
市町センター未設置地域での出張相談等
協働のマッチング等
相談・対応
協働の多様な主体
（市民、NPO、企業、金融機関、学校、自治会など）